

ケーススタディーとQ&Aでみる 商品・サービス表示に関する法律問題と対応方法

～景表法、商標法、周知表示、著名表示、形態模倣、誤認表示、
虚偽表示（不正競争防止法）を中心にチェックリストで学ぶ～

《開催要領》

●日 時● 2014年9月19日（金）13:00～17:00
●会 場● 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

講師

大宮法科大学院大学 客員教授
弁護士・米国弁護士・弁理士 牧野和夫 氏



講師紹介
1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車(株)入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車(株)課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ(株)法務部長。2000年～芝綜合法律事務所顧問。2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。

《開催にあたって》

商品企画やマーケティング部門が苦心して考えたペットネームを導入する際に、具体的にどのようなポイントをどのような順序でチェックして行ったらよいでしょうか。商品企画やマーケティング部門はもとより、サポート部門である法務部や知財部などの管理部門も悩みの種になっていると思います。商品のペットネームは、最後に社長決裁で決定することも多く、時間的な制約のなかでサポート部門は適切な判断と助言をしなければなりません。そこで、本セミナーでは、商品・サービス表示に関する法律問題と対応方法について、ケーススタディーとQ&Aで具体的な対処を考えて行くことにします。関連する法律は、景表法、商標法、周知表示、著名表示、形態模倣、誤認表示、虚偽表示（不正競争防止法）など多岐に亘りますが、法律分野だけでなく、海外展開で実務上問題となるポイントも加えました。講師が考案した、商品・サービス表示に関するチェックリストに沿って解説していきます。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX:03-5215-0951

*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

141516-0303 商品・サービス表示に関する法律問題と対応方法			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	職 職	
E-mail			

■参加要領：申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。
後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認ください。（[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]）
※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
■お申込・お問合わせ先：企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp
TEL：03-5215-3514 FAX：03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

商品・サービス表示に関する法律問題と対応方法

9/19
（金）

13:00

1. 商品・サービス表示についてオリジナルチェックリストで学ぶ

- (1) 自社の商品・サービス表示を消費者にアピールするためにはどうしたら良いか（最初のチェックポイントは、商品企画やマーケティングの仕事になります。以下が（管理を含む）リーガルチェックポイントになります）
 - ・良いアイデアが出て、法規制を理由に最初から否定・制約することは避けるべきです。最初は、マーケティング部門に自由に発想してもらいましょう。
- (2) 自社の当該商品・サービス表示が他社の商品・サービス表示の法的権利を侵害していないか
 - ・他社の商品・サービス表示の法的権利は有効なものか（商標の無効理由を探す）
 - ・会社名+数字で回避できるか
 - ・会社名+同一・類似表示で回避できるか
- (3) 自社の当該商品・サービス表示が消費者の誤解を招くような表示（規制法違反）になっていないか
 - ・罰則付きの法規制
 - ・監督官庁のガイドライン
 - ・消費者庁の食品表示ガイドライン
 - ・厚労省ガイドライン
- (4) 自社の当該商品・サービス表示が消費者の誤解を招くような表示（規制法違反）には該当しないが、展開国において非道徳的・反宗教的な表示になっていないか
- (5) 自社の当該商品・サービス表示が反復継続的な使用か、他の商品への影響はないか
- (6) 上記のチェックポイントをクリアした自社の当該商品・サービス表示をどのように保護すべきか（苦心して考えた表示を競争他社に真似されないようにするにはどうしたら良いか）
 - ・商標出願
 - ・周知表示（不正競争防止法）で保護する
 - ・著名表示（不正競争防止法）で保護する
 - ・表示が商品形態に関する場合には、形態模倣の禁止（不正競争防止法）で保護する

2. 上記チェックリストを活用するためのケーススタディー【演習】

3. その他Q&Aなど

17:00

※最少催行人数に満たない場合、開催を中止させて頂く場合がございます。

裏面もご覧下さい！一枚のパンフレットで2種類のセミナーをご案内しております。